

る元職長米谷某を復職せしめたるに因る。

十六 要求事項

被解雇者六名中三名の復職並元職長の復職反対

十七 経過

被解雇者中前記三名に同情したる従業員五十数名は六月二十二日代表者をして之が復職方を要望したる結果会社側の承認を得同夜解決し居りたる處会社側に在りては前回の紛議にて責任上自ら退職したる職長米谷佐一も同時に復職せしめたる爲之れを知りたる従業員一同は二十五日会社に對し之が復職反対をなしたるも拒絶されたので對策を協議の結果西部産業労働組合に應援方を依頼し最悪の場合は罷業に訴ふる事となつたのである。之れに對し会社側は萬已むを得ざる場合は全員解雇も辭せざるの強硬態度に出でたの

で事態悪化を憂慮したる爲所轄八幡警察署に在りては二十七日、二十八日の兩日日に亘り調停斡旋に努めたるも双方譲らず何等繼る所なかつたのであるが遂に従業員側は事業の發展性なきを見渡し相當の退職金に對して退職するを得策なりとて之れが斡旋を所轄署に要望したる結果二十九日左の通り解決したのである。

十八 解決條件

- 1、上圖第一以下十五名（就職一年未滿の者）は自發的に退職すること
- 2、會社は右十五名に對し退職手當金六百圓を支給すること